

生産緑地地区の指定について

生産緑地地区とは…

市街化区域内の農地における緑地機能を活かし、良好な都市環境の形成を図ることを目的に指定するものです。

生産緑地地区に指定されると…

- ・農地として30年管理しなければなりません。（耕作者の死亡や故障による買取申出はできます。）
- ・建築物や工作物の新築や宅地造成等は原則としてできませんが、農業を営むために必要なものに限り、市長の許可を得て建築等を行うことができます。
- ・固定資産税が軽減されます。
- ・相続税の納税猶予が受けられるようになります。

1 生産緑地地区として指定できる要件について

生産緑地地区への指定は、次の要件の全てを満たすものとします。

①	市街化区域内の農地等であること
②	農地等として適正に管理されていること
③	指定する土地に関する権利を有する者（利害関係人）全員の同意がとれていること
④	指定する農地等の面積は、単独または一団で300㎡以上あること
⑤	幅員概ね2m以上の道路に2m以上接していること

各要件の詳しい解説は次ページ以降に記載しています。

【指定要件の解説】

① 市街化区域内の農地等であること

- ・市街化区域は、webサイト「岡崎市わが街ガイド」や市役所都市計画課（西庁舎1階）で確認することができます。

WebサイトURL：<https://www2.wagmap.jp/okazakicity/Portal>

↓スマートフォンサイトはこちらから



岡崎市わが街ガイド

⇒都市計画情報⇒住所検索⇒ダブルクリック

⇒詳細情報「区域区分」から確認できます。

- ・公害や災害を防ぎ、農林漁業と調和した良好な都市環境や生活環境を確保する効果がある土地や、公共施設やその他施設に適している土地である必要があります。

② 農地等として適正に管理されていること

- ・「農地等として適正に管理されていること」とは、現状が農地等であり、耕作を行っているまたはいつでも耕作することができる農地等である状態のことです。

③ 指定する土地に関する権利を有する者（利害関係人）全員の同意がとれていること

- ・生産緑地地区指定申出書に利害関係人全員の住所、氏名、実印の押印、印鑑証明が必要になります。

④ 指定する農地等の面積は、単独または一団で300㎡以上あること

単独で300㎡
以上の農地

or

100㎡
以上

100㎡
以上

100㎡
以上

↓
本要件を
満たします。

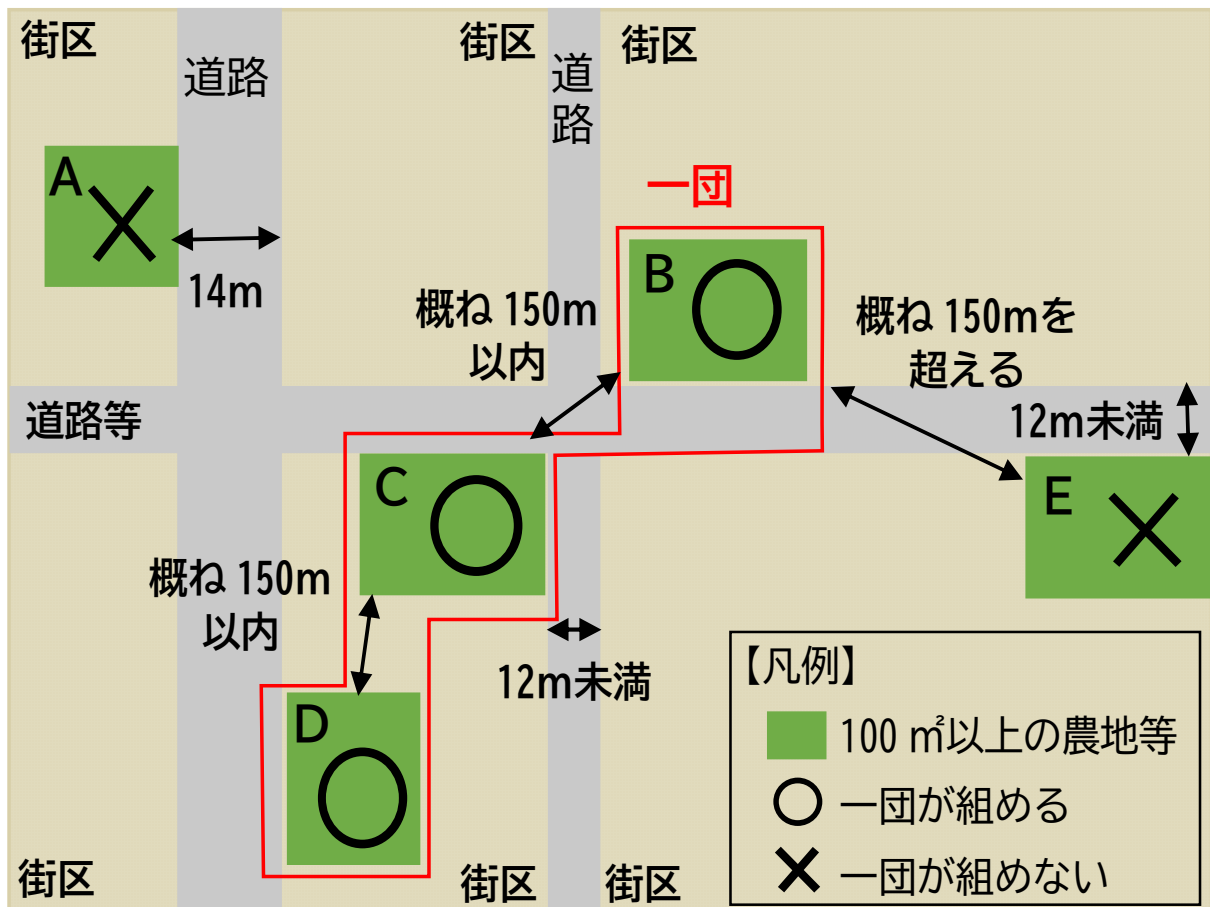
複数の農地（ただし個々の農地は100㎡以上）が一団（※一団については次ページを参照）となり300㎡以上となる場合、本要件を満たします。

※一団を組むための要件

- (1) 同一の街区又は幅員12m未満の道路等を介して隣接するもの
- (2) 個々の農地間の直線距離が概ね150m以内のもの

一団の考え方 例示

- ・ 下図の農地等の場合における一団の判定



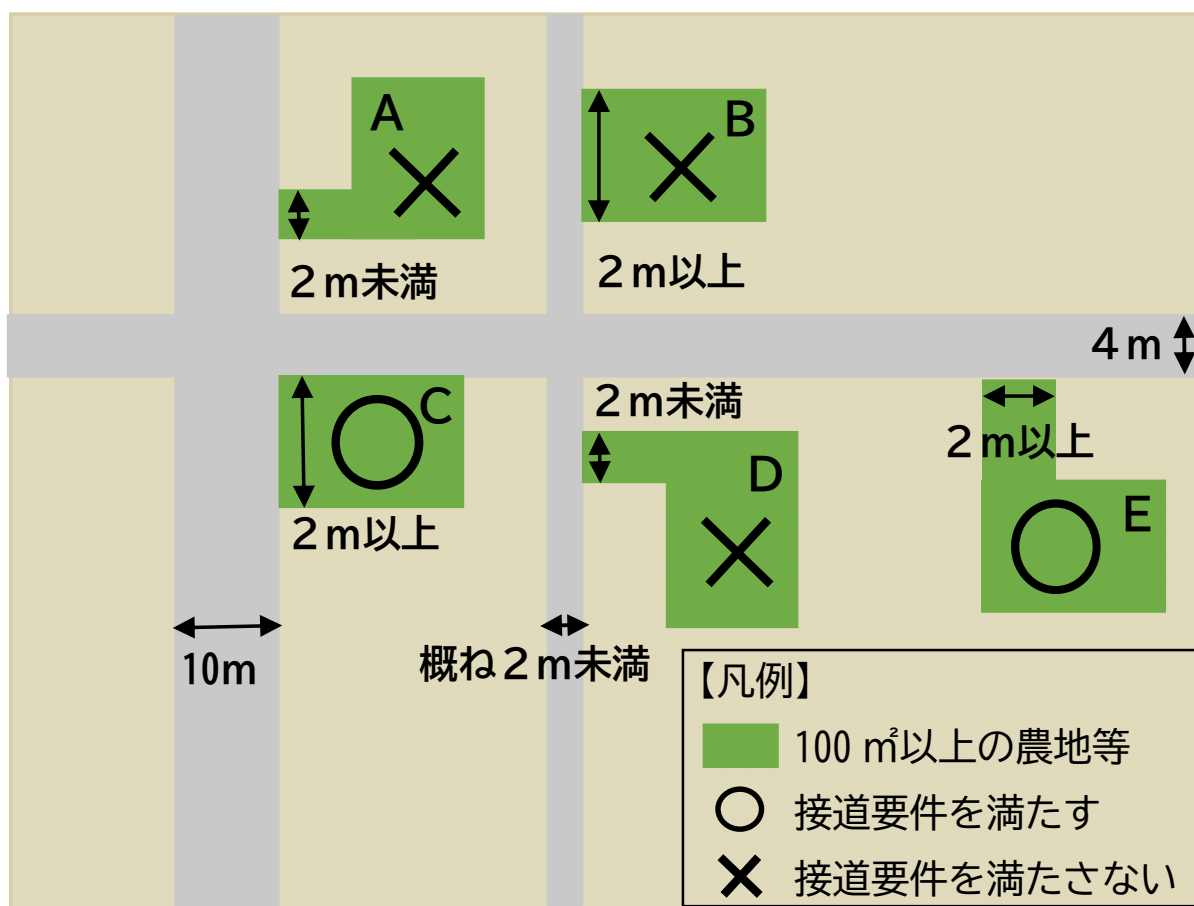
該当農地	一団の判定	理由
農地A	一団が 組めない	農地Aが接する道路は幅員14mであり、一団を組むための要件(1)を満たさないため。
農地B 農地C 農地D	一団が 組める	一団を組むための要件(1)(2)を満たすため。
農地E	一団が 組めない	農地B E間の直線距離が概ね150mを超え、一団を組むための要件(2)を満たさないため。

⑤ 幅員概ね2 m以上の道路に2 m以上接していること

- ・用排水や耕作出入口の確保等の営農可能な条件を備え、農地等として適正に管理するため、接道要件「幅員概ね2 m以上の道路（国、県、市が管理する公道）に2 m以上接していること」を満たす必要があります。

接道要件の考え方 例示

- ・下図の農地等の場合における接道要件の判定



該当農地	接道要件の判定	理由
農地A	接道要件を 満たさない	道路に2 m以上接していないため。
農地B	接道要件を 満たさない	道路幅員が概ね2 m以上ないため。
農地C 農地E	接道要件を 満たす	幅員概ね2 m以上の道路に2 m以上接道しているため。
農地D	接道要件を 満たさない	道路幅員が概ね2 m以上なく、道路に2 m以上接していないため。

2 必要書類について

以下の必要書類を揃え、都市計画課窓口または郵送でご提出ください。

必ず提出するもの	①	生産緑地地区指定申出書	様式1
	②	現況写真貼り付け用台紙（農地用）	様式2-1
	③	土地登記簿謄本（全部事項証明書）（原本）	
	④	印鑑登録証明書（原本）	
	⑤	公図の写し（原本）	
必要な場合に提出するもの	⑥	現況写真貼り付け用台紙（農業用倉庫・物置等用）	様式2-2
	⑦	委任状	様式3
	⑧	地積測量図	
	⑨	遺産分割協議書（写し）	
土地区画整理地区で仮換地の場合に提出するもの	⑩	仮換地証明書	
	⑪	仮換地図	

各書類の詳しい解説は次ページ以降に記載しています。

【必要書類の解説】

① 生産緑地地区指定申出書

様式 1

様式 1

生産緑地地区指定申出書

提出年月日を記入してください。

令和 年 月 日

土地所有者が複数いる場合は代表者1名の氏名、住所を記入してください。

申出者 (土地所有者)	氏名	
	住所	〒

各筆の農地について、下記のとおり申出します。

記

申出地	指定する面積 (㎡)
岡崎市	

※1つの農地が複数の筆で構成される場合は、一筆ごとに生産緑地地区指定申出書を作成し提出してください。

複数の筆を申出する場合は、まとめて記載せず、一筆ごとに生産緑地地区指定申出書を提出してください。

2 農地等利害関係人の同意

申出者と申出者以外の土地所有者を含めた権利種別に該当する人すべてを以下の記載欄に記入してください。

権利種別	氏名・住所		押印 (実印)
所有権 抵当権 その他 ()	氏名	〒	
	住所		
所有権 抵当権 その他 ()	氏名	〒	
	住所		
所有権 抵当権 その他 ()	氏名	〒	
	住所		

生産緑地地区の指定に関する通知書等は、土地所有者（権利種別の所有権に○がついている方）に送付します。

※該当する権利種別に○をつけ、その他の場合には権利名称を記入してください。

※記載欄が不足する場合は、裏面を使用してください。

② 現況写真貼り付け用台紙（農地用）

様式2-1

農地全体の様子がわかるように2方向から撮影したカラー写真（L判サイズ89×127 mm程度）を提出してください。複数の筆について1枚で判別可能な場合は兼ねても構いません。申出地欄に代表する筆を記載し、指定申出区域を赤色のペンで囲んでください。

なお、写真を貼る台紙は任意様式ですので、写真をA4用紙にカラープリントしたものを提出いただいても構いません。その場合、カラープリントしたものに申出地を記入してください。

③ 土地登記簿謄本（全部事項証明書）（原本）

土地登記簿謄本は土地の所在、地積、権利者を確認するために必要です。

最新のもので原本を提出してください。土地登記簿謄本は、一筆ごとに必要です。

交付窓口：名古屋法務局岡崎支局
〒444-8533
岡崎市羽根町字北乾地50-1
（岡崎合同庁舎）
電話：0564-52-6415

④ 印鑑登録証明書（原本）

印鑑証明は農地等利害関係人の同意を確認するために必要です。最新のもので原本を農地等利害関係人全員分（各1通）提出してください。

交付窓口：岡崎市役所市民課、各支所、
市民サービスコーナー（イオンモール岡崎3階）、
コンビニ

詳しくはこちらのQRコードでご確認ください。



⑤ 公図の写し（原本）



公図の写しは、不動産登記上の土地の位置、形状、地番を確認するために必要です。最新のもので原本を提出してください。公図の写しは、複数の筆について1枚で判別可能な場合は兼ねても構いません。指定申出区域を赤色のペンで囲んでください。

交付窓口：名古屋法務局岡崎支局
〒444-8533
岡崎市羽根町字北乾地50-1
(岡崎合同庁舎)
電話：0564-52-6415

⑥ 現況写真貼り付け用台紙（農業用倉庫・物置等用）

様式2-2

農業用倉庫・物置等がある場合に必要です。

倉庫の外観と、使用用途がわかるように内部全体の様子がわかるカラー写真（L判サイズ89×127 mm程度）を提出してください。

なお、写真を貼る台紙は任意様式ですので、写真をA4用紙にカラープリントしたものを提出いただいても構いません。その場合、カラープリントしたものに申出地を記入してください。

⑦ 委任状

様式3

土地所有者以外の方が提出する場合に必要です。

委任状がある場合でも、生産緑地地区の指定に関する通知等は、個人情報のため土地所有者（様式1の権利種別「所有権」に○がついている方）に送付します。

⑧ 地積測量図

土地の一部を指定をする場合で、地積測量図をお持ちの場合は提出してください。

⑨ 遺産分割協議書（写し）

遺産分割協議書は、任意様式です。被相続人に関する内容、土地の内容（所在・地番・地積）、相続人、相続人全員の署名と押印が確認できれば問題ありません。

⑩ 仮換地証明書

土地区画整理地内で仮換地の場合に必要です。

申出地が土地区画整理事業中により仮換地指定されている場合にその位置と地積を確認するために必要です。

⑪ 仮換地図

土地区画整理地内で仮換地の場合に必要です。仮換地図を提出する場合は「⑤ 公図の写し」は不要です。

【問い合わせ先】

岡崎市 都市政策部 都市計画課 計画1係
電話 0564-23-6260 FAX 0564-23-6514
e-mail toshikei@city.okazaki.lg.jp